

未来への扉

若者に寄り添う NPO のチャレンジ

編集：公益社団法人ユニバーサル志縁センター

このブックレットについて

親からの暴力やネグレクト（育児放棄）といった子ども虐待、経済的困窮がからむ養育困難が社会課題になっています。家庭で適切な養育を受けることができず、施設や里親等のもとで社会的養護を受けて育った若者たちや、社会的養護で保護されずに困難な生育環境で暮らしてきた若者たちは、立ち上がりようとするときにさまざまな不利や困難にぶつかりますが、そのことは、あまり知られていないのではないのでしょうか。

学ぶ、働く、住まいを決める、医療・福祉サービスを使うといった場面でも不利な状況に置かれがちな若者たちの相談にのり、必要に応じて寄り添い型のサポートをしたり、緊急シェルターや生活を立て直すための中期的な居住支援をしたり、日常からちょうどよい距離で応援するといった形で若者たちを支援する社会の仕組みが必要とされています。

また、進学や就職の真っ只前で、「生きていて良いんだ」「よし、生きてみよう」と本人が思えるようになるような人との出会い、関わりがまずは大事だということがわかってきています。

若者支援の意義と必要性について多くの方に知っていただき、支援の輪が広がり、社会の仕組みとして充実させていけるよう、若者支援の中間支援を担う公益社団法人ユニバーサル志縁センターがこのブックレットを作成しました。紹介するのは、公益社団法人ユニバーサル志縁センターが2021年度と2022年度末に助成採択し、若者支援団体が翌年度に実施した取り組みです。また、どんな人が若者支援に携わっているのか、支援者の思い、支援者が捉えている取り組みの意義を伝えられるよう、支援者にインタビューした内容も紹介します。

2024年3月

公益社団法人ユニバーサル志縁センター

本書の構成について

ブックレットはこの「はじめに」に続く4部構成になっており、5つのpdfファイルに分けて発行します。

■ はじめに (本紙 pdf)

1. 若者たちの不利・困難
2. 社会的養護アフターケア緊急助成事業について
3. 若者支援団体一覧

■ 支援団体紹介 (別紙 pdf)

- 第1部 居場所を拠点にした伴走支援
- 第2部 シェルターを拠点にした伴走支援
- 第3部 「働く」を軸にした伴走支援
- 第4部 支援ネットワーク形成による伴走支援

『社会的養護』とは

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「こどもの最善の利益のために」と「社会全体でこどもを育む」を理念として行われています。いま、全国で約4.2万人の子ども・若者が児童養護施設や里親宅等の社会的養護下で生活しています。社会的養護を経験し、退所した子ども・若者たちのことをケアリーバーと呼びます。

私たちについて

ユニバーサル志縁センターは、誰もが暮らしやすく参加できる社会を目指して、2017年に社会的養護を巣立ち困難に直面しているケアリーバー等の若者たちの「生きる」を応援するため「首都圏若者サポートネットワーク運営委員会」を立ち上げました。地域の協同組合、支援団体、研究者等で協力して、東京、埼玉、神奈川で若者を支援する伴走支援者をサポートする活動を行っています。2020年度より休眠預金活用助成を用いて全国のケアリーバー等の若者支援団体をサポートしています。助成事業等からみえる課題をもとに若者支援団体とともに政策提言も行っています。

公益社団法人ユニバーサル志縁センター

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-10 アソルティ新橋502
TEL: 03-6450-1820
FAX: 03-6450-1821
MAIL: info@u-shien.jp



1 若者たちの不利・困難

(1) 不利なことが多いケアリーバー等の若者たちの自立

【被虐待経験・障がい】

保護される子ども・若者の多くが被虐待経験をもっており、また障がい等のある方も増えています。児童養護施設、自立援助ホーム^{注1)}に入所している子ども・若者の約7割に被虐待経験があり、児童養護施設の子どもの4割弱、自立援助ホームの若者の5割弱に障がい等があります。

虐待など不適切な家庭環境にありながら保護されず、20歳前後で若者支援団体につながる若者たちが抱える困難は一層深刻です。虐待で心身に深い傷を受けたことが、若者たちの自立に向けた準備だけでなく、社会に出た後の生活を厳しいものにしていきます。

【親の後ろ盾がない】

日本社会では、親の後ろ盾を得て高等教育を受け、また社会にでてからも実家が一種のセーフティネットになっていますが、ケアリーバーなど親の後ろ盾がない若者たちは、一般家庭で育った人と比べて様々な場面で不利な状況に立たされています。

【生活困窮・社会的孤立】

こうした若者たちは住まいの確保が難しいため、寮付きの仕事に就く傾向があり、また、非正規職に就くことが多いため、仕事と住まいが不安定になりがちで、困窮リスクが高いです。また、こうした生活の不安定さと被虐待経験等によって、孤立する傾向がみられます。

2020年度実施のケアリーバー^{注2)}調査で現在の困りごと・不安・心配として多かったのは、「生活費や学費のこと」(33.6%)、「将来のこと」(31.5%)でした。

注1) なんらかの理由で家庭にいらなくなり、働かざるを得なくなった原則として15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の子どもたちに暮らしの場を与える施設。

注2) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021)「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査報告書」

(2) 新型コロナウイルス感染拡大により深刻化した課題

2020年春から約3年続いたCOVID-19の流行は、こうした若者たちの生活にも大きな影響を及ぼしました。外出や人との接触を控えるよう求められたこと等により経済が停滞し、飲食店やその他の接客業などにアルバイトなどで従事していた若者たちが、勤務時間を減らされたり、解雇されるなどし、生活困窮が深刻化しました。

また、家庭復帰して家族と生活している若者のなかには、外出自粛が求められ、元々折り合いが良くなかった家族と過ごす時間が増えたことで関係が悪化し、家に居づらくなってしまった人もいました。元々抱えている心身の不調が悪化した方もいたほか、特に発達の問題を抱えている人は突然の変化に順応できず、苦勞していました。人との接触が制約され、周囲の人に相談しにくくなったことで孤立を深め、問題状況が悪化してしまう人もいました。

2023年頃から始まった物価高は若者たちの家計をさらに厳しいものにしていきます。日常の食料を十分に買えない、光熱費、とりわけ冬場の暖房費がかなりの高額になってしまい、賄えないといった声も聞こえてきます。

2 社会的養護アフターケア緊急助成事業について

公益社団法人ユニバーサル志縁センターは、NPO法人や社会福祉法人、労働組合、生協等の協同組合などの社会的経済セクターや企業とも連携し、一人ひとりを大切に、誰もが暮らしやすく、参加できる社会を目指して、子ども・若者の自立支援、ユニバーサルなはたらく場づくり支援などに寄与する事業を行っています。

社会的養護から巣立ち、困難に直面しているケアリーバー等の若者たちの「生きる」を応援するため、公益社団法人ユニバーサ

ル志縁センターは2017年に首都圏若者サポートネットワークを立ち上げ、寄付を原資に、東京、神奈川、埼玉で寄り添い型の若者支援を行う団体に助成してきました。この経験から若者支援のニーズが大きいことを実感し、首都圏以外でも若者支援団体をサポートできるよう、2021年から休眠預金等活用助成金（緊急枠）の資金分配団体として、社会的養護アフターケア緊急助成事業を実施してきました。当事業においては、助成先団体を実行団体と呼びます。

事業概要：

社会的養護アフターケア緊急助成事業で目指したのは、COVID-19の影響で社会生活に困難を抱えるケアリーパーや同様の困難な状況に置かれている若者が、実行団体の支援スタッフ等のサポートを得て、公的な給付制度や医療、その他の必要な支援にアクセスし、社会的孤立や深刻な経済的困窮、住居喪失などの危機的な状況から抜け出すこと、そして、若者が自分自身の次のステップを考えられるようになることです。若者支援施策では得てして「正社員として就職する」というようなわかりやすい目標設定が期待されがちですが、当事業は、単年度事業であること、対象者の特性を踏まえ、また、実行団体の支援スタッフの経験知に基づき、上記のような目標を設定しました。

実行団体を公募した結果、21年度、22年度ともに、北海道から九州の13団体、一部重複があり、計17団体が採択されました。各団体の丁寧な寄り添い型の支援により、実行団体につながった若者たちは安心できる居場所、住まいを確保し、それぞれのペースで実行団体職員に相談することができるようになり、必要な支援を受けられるようになりました。その背景には、若者たちとつながるため、つながり続けるための創意工夫や、若者たちを訪問するアウトリーチのほか、病院や役所、体験就労先にも同行する伴走型の支援がありました。

こうした支援を行うことが、若者たちの困難に見える化するにつなっており、緊急助成を用いた創意工夫を通して、緊急時でなくとも必要な本来あるべき支援の姿が見えてきています。こうした若者支援の取り組みを多くの方に知っていただければと思います。

第1～4部では、4つのテーマにわけて、各団体の取り組みを紹介していきます。

『休眠預金等活用』とは

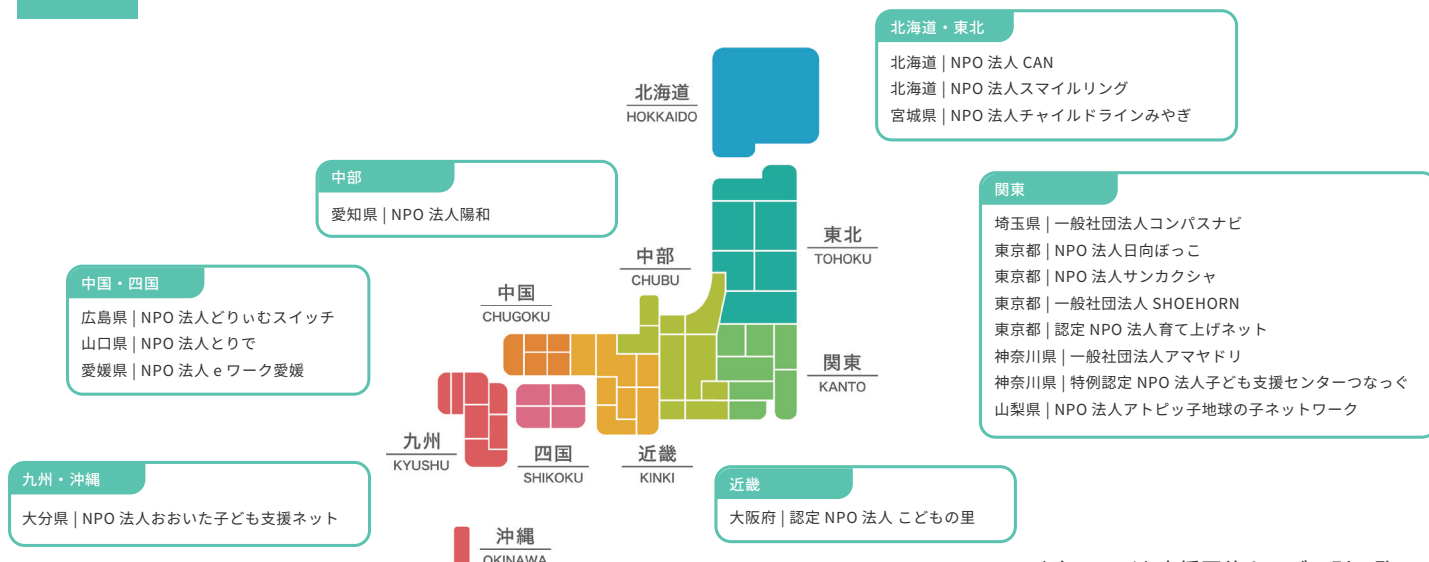
「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、2009年1月1日以降の取引から10年以上、その後の取引のない預金等（休眠預金等）を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度が2019年度から始まりました。

参考：JANPIAウェブサイト「休眠預金等活用とは」

<https://www.janpia.or.jp/kyumin/>

3

若者支援団体一覧（17団体）



(次ページ) 支援団体カテゴリ別一覧

第1部 居場所を拠点にした伴走支援

法人名・施設名	事業名(採択年度)	所在地 (事業実施エリア)	掲載箇所
NPO 法人 CAN ピッケノハコ	社会的孤立を防ぐ居場所事業(21年度) 社会的養護出身者等の若者に対する伴走支援事業(22年度)	北海道 (札幌市周辺)	p6 - 9
NPO 法人チャイルドラインみやぎ	With コロナにおけるケアリーバーへの伴走型支援事業(21年度)	宮城県 (主に宮城県)	p10 - 13
NPO 法人どりいむスイッチ 退所児童等アフターケア事業所カモミール	つながるアウトリーチ強化プロジェクト(21年度・22年度)	広島県 (広島県)	p14 - 17
NPO 法人日向ぼっこ	精神的つながり構築のための食料等送付事業 - 自分らしく生きるためのサポートを通して築くつながり(22年度)	東京都 (全国)	p18 - 21

第2部 シェルターを拠点にした伴走支援

法人名・施設名	事業名(採択年度)	所在地 (事業実施エリア)	掲載箇所
認定 NPO 法人 こどもの里 こどもの里自立援助ホーム	社会的養護アフターケア事業(21年度・22年度)	大阪府 (大阪市西成区とその周辺)	p23 - 26
NPO 法人とりで	退所児童等アフターケア事業(21年度)	山口県 (山口県・広島県)	p27 - 30
NPO 法人サンカクシャ	住まいを失った若者向けのシェアハウス事業(21年度) 住まいを失う若者の居住支援及び若者の居住支援全国ネットワークの立ち上げ(22年度)	東京都 (豊島区・北区・板橋区)	p31 - 34
一般社団法人アマヤドリ サポート付きシェアハウス アマヤドリ	若者を社会資源に繋げるための相談・住居・見守り支援事業(21年度)	神奈川県 (全国)	p35 - 38
NPO 法人スマイルリング	社会的養護出身者に対する自立支援事業(21年度・22年度)	北海道 (北海道)	p39 - 42
NPO 法人アトピッツ地球の子ネットワーク	ケアリーバーの居場所づくりと地域への啓発事業(22年度)	山梨県 (山梨県)	p43 - 46

第3部 「働く」を軸にした伴走支援

法人名・施設名	事業名(採択年度)	所在地 (事業実施エリア)	掲載箇所
一般社団法人 SHOEHORN	中間就労を通じた、定点の提供(21年度・22年度)	東京都 (東京都内)	p48 - 51
一般社団法人コンパスナビ	社会的養護出身者相談サイトコンテンツ作成(21年度・22年度)	埼玉県 (全国)	p52 - 55
NPO 法人陽和	制度の狭間にいる若者達の自立支援事業 - 包括的支援で支え合う社会を目指して(22年度)	愛知県 (愛知県)	p56 - 59

第4部 支援ネットワーク形成による伴走支援

法人名・施設名	事業名(採択年度)	所在地 (事業実施エリア)	掲載箇所
NPO 法人 e ワーク愛媛	愛媛県内アフターケア緊急支援事業(22年度)	愛媛県 (愛媛県とその近県)	p61 - 64
NPO 法人おおい子ども支援ネット	若者就労サポートネットワーク構築事業(21年度) 伴走型就労支援人材の育成事業(22年度)	大分県 (大分県)	p65 - 68
認定 NPO 法人育て上げネット	少年院を出院した少年の更生自立支援事業: 伴走支援及び少年の経験を社会で活かす(21年度) 社会的自立が困難な若者に対する伴走型就労支援事業(22年度)	東京都 (東京圏、大阪圏中心)	p69 - 72
特例認定 NPO 法人 子ども支援センターつなぐ	虐待・暴力等の被害を受けた若者への中長期支援(21年度)	神奈川県 (全国)	p73 - 76